

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 8 年 7 月 3 0 日

羽幌町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第8条第4項において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
	○			羽幌町寿町地先 羽幌町字中央地先 羽幌町字平地先 羽幌町字上羽幌地先 羽幌町字朝日地先 羽幌町字汐見地先 羽幌町字高台地先 羽幌町字築別地先 羽幌町字上築地先 羽幌町字曙地先	無	令和7年度 ～ 令和11年度	羽幌集落協定